

新潟市ひきこもり相談支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、新潟市におけるひきこもりに関する総合的な相談窓口、及び地域における関係機関とのネットワークの構築やひきこもり支援に係る情報の幅広い提供等、地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担うひきこもり地域支援センターとして「新潟市ひきこもり相談支援センター（以下「センター」という。）」を設置・運営し、ひきこもり当事者及び家族等が抱える生きづらさや生活上の困難の軽減・解消、社会とのつながりの回復・維持のために本人のペースに合わせながら必要な支援を行い、自らの意思により、自身が目指す生き方や社会との関わり方を決め（自律する）ていくことができるようになることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は新潟市とする。

ただし、本事業の適切な運営が確保できると認められる事業者に、事業を委託し実施することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、新潟市内に居住するひきこもり当事者及びその家族等（以下、「対象者」という。）とする。

2 本要綱で対象とするひきこもりの範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 社会的に孤立し、孤独を感じている状態
- (2) 生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態
- (3) 家族を含む他者との交流が限定的な状態

(事業内容)

第4条 センターは次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 相談支援事業（オンラインを活用した相談含む。）

対象者からの電話又は面接による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問支援（アウトリーチ）を行う。また、支援者の相談内容に応じて適切な支援方法について検討を行い、医療、保健、福祉、教育及び労働等の適切な関係機関につなぎ、連携した対応を行う。

なお、必要に応じ、当該機関との情報交換を行う等、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について継続的に検討を行うも

のとする。

(2) 居場所づくり事業

対象者が、社会参加するための第一歩となる居場所づくりを行う。

なお、対象者が抱える背景や事情が多様であるため、各人が参加しやすいものとなるよう、オンラインの活用も含めた、多様な居場所づくりに配慮して行うものとする。

(3) 連絡協議会・ネットワークづくり事業

個別の事例に対して、適切な支援を行うことができるように、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係機関からなる「新潟市ひきこもり支援連絡会（以下、「連絡会」という。）を設置し、情報交換等、各機関の恒常的な連携が確保できるよう努めるものとする。

なお、連絡会の構成員等は別途定める。

(4) 当事者会・家族会開催事業

当事者同士、家族同士が集まって経験や悩みを共有し、不安な気持ちを解消したり、情報交換をしたりできる場を設ける。また、ピアサポーターも活用しながら、対象者への支援や情報発信を行うこととする。

(5) 住民向け講演会・研修会開催事業

地域において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、住民向け講演会・研修会を行う。

(6) 関係機関の職員養成研修事業

市内のひきこもり支援を担当する職員を対象に、支援に必要な知識及び技術等を習得できるよう「ひきこもり支援従事者養成研修」を行う。

(7) 新潟市各区への後方支援事業

市内各区において、ひきこもり支援が効果的に実施できるよう、助言や相談対応をするとともに、地域における関係機関のネットワーク構築の促進等を行い、各区でのひきこもり支援の充実・強化を図る。

(8) 広報活動

リーフレットやホームページ等の作成により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センターの利用及び地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知を行うなど、ひきこもり対策の情報発信を行う。

(9) 当事者の社会参加に向けた取り組み

就労以外の社会参加の場として、民間企業等と連携し、地域の様々な社会資源の開拓を図り、対象者が就労以外のボランティア活動等の様々な体験ができる機会を提供する。

(10) その他、ひきこもりの支援に寄与と思われる活動

対象者のニーズに合わせて、ひきこもりの支援に寄与と思われる活

動を行う。

(実施体制)

第5条 センターの職員配置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業責任者を1名配置する。なお、事業責任者は、第2条により委託を受けた者の運営する他の施設の業務を兼ねることができるものとする。
- (2) ひきこもり支援コーディネーターを2名以上配置する。なお、このうち専門職を1名以上配置するものとし、専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者、又はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

(開所日)

第6条 センターは、原則土日のいずれか1日を含む週5日以上開所し、1日9時間（昼休み1時間含む。）、週40時間の相談時間を確保することを条件とし、相談者が利用しやすい開所日、開所時間を弾力的に設定する。

(開設場所)

第7条 センターの開設場所は、市が指定する場所とする。

(個人情報の取扱い)

第8条 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。また、業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び新潟市セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 対象者に対しては、個別支援のために関係機関へ個人情報の提供を行う場合がある旨を説明した上で、同意を得ておくものとする。
- 3 対象者の同意が得られない場合についても、対象者が危機的な状況にあると判断される場合には、関係機関へ個人情報を提供することを妨げないが、情報提供を受けた関係機関においては、秘密の保持に十分配慮しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 本要綱第 2 条により事業を委託する場合は、この要綱の施行前から事業者選定に係る行為を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。